

## 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)

- 1 対象期間は、令和6年度(2024年度)(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)の1年間です。
- 2 対象とする廃棄物は、佐賀県内及び県外の事業所から受託し、又は自社の事業活動から生じた産業廃棄物について、佐賀県内に所在する次の施設で処理・処分した物です。
  - 1) 中間処理施設
  - 2) 埋立処分場

なお、移動式施設の許可を有する場合は、佐賀県内で処理した産業廃棄物のみが対象となります。
- 3 別紙の報告要領、様式の記入例を参考にしてください。
- 4 対象期間において処理実績が何もなかった場合は、下記の「事業所の概要」「事業の内容」「処理の有無」欄まで記入して提出してください。
- 5 提出された報告内容について、お問い合わせする場合がありますので、控えを取っておいてください。

<b>事業所の概要</b>	事業所名				許可を受けている事業内容の番号左横に、○をつけてください。		
	所在地						
	フリガナ		フリガナ		<b>事業の内容</b>		
	代表者氏名		記入者 (部課, 氏名)				1. 収集・運搬
	記入年月日 令和 年 月 日		TEL				-
			FAX		-	-	3. 中間処理
メールアドレス					4. 埋立処分		
				5. 海洋投入処分			

<b>処理の有無</b>	対象期間に産業廃棄物及び特別産業廃棄物を処理しましたか。該当する番号左横に○をつけてください。	
		1. 処理した
		2. 処理実績なし

添付した「記入例」を参考にして、「様式2」及び「様式3」に貴事業所で処理(収集運搬は除く)した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の状況について記入してください。

上記の事業所の概要、事業の内容に記入のうえ、様式1のみご提出ください。

\* この報告書に記載された個人情報、産業廃棄物の適正処理推進のために利用し、第三者に提供することはありません。









# 廃棄物分類表

## 1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種類		分類番号	具体例	
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物	
	下水汚泥	0212	下水汚泥	
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落したものに限る)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限る)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物	
	建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト泥水	
	上水汚泥	0223	上水汚泥	
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステル	
	油でい	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルラップ汚泥、油性スカム	
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス、	
廃酸	無機性の酸性廃液	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ	
	写真定着廃液	0402	写真定着廃液	
	有機性の酸性廃液	0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液	
廃アルカリ	アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)	
	写真現像廃液	0502	写真現像廃液	
廃プラスチック類	FRP	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP船艀	
	熱可塑性プラスチック	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	
	熱硬化性樹脂	0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ウリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂	
	プラスチック製品くず	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル(Pタイルを除く)、発泡スチロール、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管	
	合成ゴム	0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス	
	石綿含有プラスチックくず	0616	ビニル床タイル(Pタイル)	
	合成繊維	0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維	
	廃タイヤ	0625	大型車用廃タイヤ	
	廃タイヤ	0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず	0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙	
木	くず	0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、ベニヤ、ベニヤボード類	
		0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材	
織	織	くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、混紡繊維(天然繊維が主体のもの) <small>&lt;&lt;注意!&gt;&gt;合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。</small>
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ポイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛	
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、葉草かす、油かす、パンくず、原料くず	
動物系	固形	不要物	2100	と畜場から生ずる畜畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物

種 類		分類番号	具 体 例			
ゴ ム く ず		1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず			
金 属 く ず	鉄 く ず	1210	鉄くず、スクラップ(鉄が主体のもの)、ブリキくず、トタンくず、スチール缶			
	非 鉄 く ず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶			
	混 合 金 属 く ず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン			
	陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器			
	石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず			
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くず(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く)			
鉱 さ い	廃 砂	1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂			
	炉 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ			
	鉱 さ い 類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず			
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コ ン ク リ ー ト 片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片			
	廃 ア ス フ ァ ル ト	1520	アスファルトコンクリートの破片			
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、れんが、瓦、石材(工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した安定混廃を含む)			
	非飛散性アスベスト廃棄物	1536	スレート、窯業系サイディング、繊維強化セメント、木毛セメントボード			
建設混合廃棄物	安 定 型	1531	工事現場等で分別を行わなかったもの、安定型処分場に直接処分できるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した安定混廃)			
	管 理 型	1532	工事現場等で分別を行わなかったもの、安定型処分場に直接処分できないもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した管理混廃)			
動 物 の ふ ん 尿		1800	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿			
動 物 の 死 体		1900	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体			
ば い じ ん		1601	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすす			
燃 え 殻	燃 え 殻	0100	産業廃棄物等の焼却残さ物			
		0101	燃料などの焼却灰(石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンクなど) <b>【注意!】可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。</b>			
	廃 活 性 炭 ・ 廃 カ ー ボ ン	0102	廃活性炭、廃カーボン			
シ ュ レ ッ ダ ー ダ ス ト		3010	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物			
安 定 型 混 合 廃 棄 物		3910	建設業以外の業種から排出した混合物			
管 理 型 混 合 廃 棄 物		3920	建設業以外の業種から排出した混合物			
その他 「次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」						
種 類	廃電気機械器具	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	廃バッテリー	使用済自動車
分類番号	4010	4011	4012	4013	4020	4030

## 2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

種 類		分類番号	具 体 例	
特別管理産業廃棄物	引火性廃油	0318	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数[pH]2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数[pH]12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害廃石綿等	1308	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい		
特定有害ばいじん	1609	特定有害物質を含むばいじん		

# コード表

中間処理方法		処理処分方法		再生利用用途	
A	焼却	<自社処理>		10	鉄鋼原（材）料
B	脱水	Q 1	自社の安定型処分場で埋立処分した。	20	非鉄金属等原（材）料
C	天日乾燥	Q 2	自社の管理型処分場で埋立処分した。	30	燃料又はその原材料
D	機械乾燥	V 1	自社で再利用した。	31	木炭又は炭化物
E	油水分離	V 2	自社現場内で利用した。	41	飼料又はその原材料
F	中和	Z 1	自社で保管している。	42	肥料又はその原材料
G	破碎	Z 2	その他（具体的な方法：            ）	43	土壌改良材又はその原材料
H	分級	<産業廃棄物処理業者等へ委託処理>		50	土木・建設資材
I	圧縮	S 1	処分業者に直接埋立処理を委託した。	51	再生木材・再生合板
J	溶融	T 1	処分業者に直接海洋投入処分を委託した。	52	再生（土）・骨材・再生路盤材
K	切断	U 1	処理業者に中間処理（焼却脱水等の処理又は資源化・リサイクル等）を委託した。	60	パルプ・紙原材料
L	焼成 （セメント原材料）	X 1	廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等でリサイクル（無償譲渡）した。	70	ガラス原材料
M	堆肥化（発酵）	<その他>		80	プラスチック原材料
N	銀回収	W 1	売却（利益があった）した。	81	再生タイヤ
O	コンクリート固型化	Z 3	その他（具体的な方法：            ）	90	セメント原材料
T	金属（鉄）回収			91	再生油・再生溶剤
U	非鉄金属回収			92	中和剤
V	濃縮			99	その他 （具体的な再生利用用途）
W	油化				
Y	選別				
Z	その他 （具体的な方法）				
Z1	圧縮・梱包				
Z10	破袋分別				



## 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1) 記入例

- 対象期間は、令和6年度(2024年度)(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)の1年間です。
- 対象とする廃棄物は、佐賀県内及び県外の事業所から受託し、又は自社の事業活動から生じた産業廃棄物について、佐賀県内に所在する次の施設で処理・処分した物です。
  - 中間処理施設
  - 埋立処分場

なお、移動式施設の許可を有する場合は、佐賀県内で処理した産業廃棄物のみが対象となります。
- 別紙の報告要領、様式の記入例を参考にしてください。
- 対象期間において処理実績が何もなかった場合は、下記の「事業所の概要」「事業の内容」「処理の有無」欄まで記入して提出してください。
- 提出された報告内容について、お問い合わせする場合がありますので、控えを取っておいてください。

事業所の概要	事業所名	(株)△△△ 佐賀工場		事業の内容	許可を受けている事業内容の番号左横に、○をつけてください。		
	所在地	佐賀市△-〇〇				1.収集・運搬	
	フリガナ	サガ タロウ	フリガナ		サガ ハナコ		
	代表者氏名	佐賀 太郎	記入者 (部課,氏名)		△△部△△課 佐賀 花子		2.積替・保管
	記入年月日	令和7年〇月〇日	TEL		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	○	3.中間処理
			FAX		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		4.埋立処分
メールアドレス			〇〇〇〇@〇〇〇〇.com		5.海洋投入処分		

処理の有無	対象期間に産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理しましたか。該当する番号左横に○をつけてください。	
	○	1. 処理した
		2. 処理実績なし

添付した「記入例」を参考にして、「様式2」及び「様式3」に貴事業所で処理(収集運搬は除く)した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の状況について記入してください。

上記の事業所の概要、事業の内容に記入のうえ、様式1のみご提出ください。

\* この報告書に記載された個人情報、産業廃棄物の適正処理推進のために利用し、第三者に提供することはありません。

# <産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(様式2)の記入例>

別紙(A4両面)の産業廃棄物分類表を参照してください。特別管理産業廃棄物の場合は4ケタ、通常の産業廃棄物の場合は、細目が不明な場合は上2ケタで結構です。

⑤中間処理方法コード表

A: 焼却	M: 堆肥化(発酵)
B: 脱水	N: 炭回収
C: 天日乾燥	O: カリ+固型化
D: 機械乾燥	T: 金属(鉄)回収
E: 油水分離	U: 非鉄金属回収
F: 中和	V: 濃縮
G: 破砕	W: 油化
H: 分離	Y: 選別
I: 圧搾	Z: その他(具体的な方法)
J: 溶融	Z1: 圧縮・梱包
K: 切断	Z10: 破袋分別
L: 焼成(セメント原材料)	

⑧処理・処分方法コード表

<自社処理>  
 Q1: 自社の安定型処分場で埋立処分した。  
 Q2: 自社の管理型処分場で埋立処分した。  
 V1: 自社で再利用した。  
 V2: 自社環境内で利用した。  
 Z1: 自社で保管している。  
 Z2: その他(具体的な方法: )

<産業廃棄物処理業者等へ委託処理>  
 S1: 処分業者に直接埋立処理を委託した。  
 T: 処分業者に直接海洋投込処分を委託した。  
 U1: 処理業者へ中間処理(焼却脱水等の処理又は資源化・リサイクル等)を委託した。  
 X1: 廃品回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業等でリサイクル(無償譲渡)した。

<その他>  
 W1: 焼却(利益があった)した。  
 Z3: その他(具体的な方法: )

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満又は1%未満の場合は、「0(ゼロ)」と記入し、単位はkg又はtをご記入ください。

kg・t・m<sup>3</sup>・% (t) を記入してください。

委託(自社の事業活動を含む)

区分	①委託者の名称	②分類番号(処理前の種類)	③住所(発生場所)	④委託した年間量
行番		分類表より記入してください	県内は市町村、県外は都府県を記入してください(例: 佐賀市、大分県、福岡県、長野県)	単位 kg, t, m <sup>3</sup> , % (t)
記入例:A	(有)〇×建設	0 2	佐賀市	1 0 0 0 t
記入例:B	△〇〇(株)	0 4 0 1	伊万里市	5 0 0 t
記入例:C	(株)△産業	0 7 0 1	大分県	9 0 0 t
	〃	0 6	大分県	1 2 0 0 t
記入例:D	(有)〇〇工業	0 3 1 1	鳥栖市	1 0 0 t
	〃	0 3 1 1	鳥栖市	
記入例:E1	自社	1 5 3 2	有田町	1 0 0 0 t
記入例:E2	〃	1 5 3 2	有田町	
記入例:E3	〃	1 5 3 2	有田町	
記入例:E4	〃	1 5 3 2	有田町	

中間処理又は自社最終処分

⑥分類番号(処理後の種類)	⑦中間処理後量	⑧処理・処分方法		
1次処理	2次処理	3次処理	単位 kg, t, m <sup>3</sup> , % (t)	処理・処分方法
分類表より記入してください				又はZ3を選択した場合は、具体的な方法も記入してください
				Q 2
F	B	0 2	8 0 t	Q 2
A		0 1	1 8 0 t	S 1
A		0 1	2 4 0 t	S 1
E	A	0 1	1 t	S 1
E		0 3	9 0 t	W 1
Y	G H	1 5	7 0 0 t	W 1
Y		0 6	1 2 0 t	Q 1
Y		0 6	8 0 t	U 1
Y	G	0 8	1 0 0 t	W 1

⑧を自社処理のコード(Q1)、「Q2」、「V1」、「V2」、「Z1」、「Z2」から選択した場合は、ここで記入終了です。産業廃棄物処理業者等への委託処理及びその他へのコード番号を選択した場合は、様式3へ進んでください。

委託者の種類ごとと廃棄物の発生場所別に記入してください。

記入例:A  
 ・(有)〇×建設の佐賀市内の工事現場で脱水処理された後の建設汚泥を年間1000t取り扱った。  
 ・1000tの建設汚泥は、佐賀市にある自社の管理型処分場で埋立処分した。

記入例:B  
 ・△〇〇株の伊万里工場が発生した廃酸500tを受託し、自社の施設(県内)で中和・脱水した。  
 ・処理後の汚泥は、自社の平均残渣率より算出して80t程度で、佐賀市にある自社の管理型処分場で処分した。

記入例:C  
 ・(株)△産業(大分県内)から、900tの紙くずと1200tの廃プラスチックを受託し、自社(佐賀県内)で焼却処理した。  
 ・焼却灰については、全量を宮崎県の××興産にて埋立処分を委託した。焼却灰量は自社の平均残渣率より算出した。

記入例:D  
 ・(有)〇〇工業の鳥栖工場から、年間1000tの廃油を受託した。  
 ・全量、自社(県内)で油水分離し、90tの油を回収して燃料油として大分県の〇〇水産(株)に販売している。  
 ・分離後の汚泥10tは、自社で焼却し、焼却灰は宮崎県の××興産の処分場で埋立処分(委託)した。焼却灰量は自社の平均残渣率より算出。  
 ※油水分離後の廃水は記入する必要はありません。

記入例:E  
 ・自社で請負った有田町内の建設工事で発生した、1000tの建設系混合廃棄物を処理した。  
 ・自社(県内)での選別により、コンクリート殻が700t、廃プラスチックが200t、木くずが100tとなった。  
 ・コンクリート殻は自社で破砕し、下層路盤材として佐賀市の〇〇道路(株)に納入(売却)した。【例E1】  
 ・廃プラスチックのうち120tは、鳥栖市にある自社の安定型処分場で埋立処分した。  
 【例E2】  
 ・残りの廃プラスチック80tは、鳥栖市の××(株)に中間処理(焼却)を委託した。  
 【例E3】  
 ・木くずは自社で破砕し、全量を佐賀市の(株)〇〇興業に売却した。〇〇興業では再生合板の原料となっている。【例E4】

# <産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(様式3)の記入例>

⑧、⑨処理・処分方法コード表

<自社処理>  
 Q1: 自社の安定型処分場で埋立処分した。  
 Q2: 自社の管理型処分場で埋立処分した。  
 V1: 自社で再利用した。  
 V2: 自社製造場にて利用した。  
 Z1: 自社で保管している。  
 Z2: その他(具体的な方法: )

<産業廃棄物処理業者等へ委託処理>  
 S1: 処分業者に直接埋立処分を委託した。  
 T1: 処分業者に直接海洋投入処分を委託した。  
 U1: 処理業者に中間処理(焼却脱水等の処理又は資源化・リサイクル等)を委託した。  
 X1: 廃品回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業等でリサイクル(無償譲渡)した。

<その他>  
 W1: 売却(利益があった)した。  
 Z3: その他(具体的な方法: )

⑤中間処理方法コード表

A: 焼却 M: 堆肥化(発酵)  
 B: 脱水 N: 銀回収  
 C: 天日乾燥 O: フォット固型化  
 D: 機械乾燥 T: 金属(鉄)回収  
 E: 油水分離 U: 非鉄金属回収  
 F: 中和 V: 濃縮  
 G: 破砕 W: 油化  
 H: 分級 Y: 選別  
 I: 圧縮 Z: その他(具体的な方法)  
 J: 溶解 Z1: 圧縮・梱包  
 K: 切断 Z10: 破砕分別  
 L: 焼成(セメント原材料)

⑤再生利用用途コード表

10: 鉄鋼原(材)料  
 20: 非鉄金属等原(材)料  
 30: 燃料又はその原材料  
 31: 木炭又は炭化物  
 41: 肥料又はその原材料  
 42: 肥料又はその原材料  
 43: 土壌改良材又はその原材料  
 50: 土木・建設資材  
 51: 再生木材・再生合板  
 52: 再生(土)・骨材・再生路盤材  
 60: ハルブ・紙原材料  
 70: プラスチック原材料  
 80: プラスチック原材料  
 81: 再生タイヤ  
 90: セメント原材料  
 91: 再生油・再生溶剤  
 92: 中和剤  
 99: その他(具体的な再生利用用途)

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満又は1ℓ未満の場合は、10(ゼロ)と記入し、単位はkg又はℓをご記入ください。

売却先が不特定の場合や住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で結構です。

様式2

区分 行番	①委託者の名称	②中間処理後 の処理方法	③再生利用用途
記入例:A	1 (有)〇×建設	Q2	02
記入例:B	2 Δ〇〇(株)	Q2	040
記入例:C	3 (株)△産業	S1	070
	4 //	S1	06
記入例:D	5 (有)◇〇工業	S1	031
	6 //	S1	031
記入例:E1	7 自社	W1	153
記入例:E2	8 //	Q1	153
記入例:E3	9 //	U1	153
記入例:E4	10 //	W1	153

中間処理又は自社最終処分

⑤方法番号	⑥中間処理後 の処理方法	⑦再生利用用途
F B	Q2	80 t Q2
A	S1	180 t S1
A	S1	240 t S1
E A	S1	1 t S1
E	W1	90 t W1
Y G H	W1	700 t W1
Y	Q1	120 t Q1
Y	U1	80 t U1
Y G	W1	100 t W1

中間処理後の処理・処分等(売却等の再生利用含む)

区分 行番	⑧処理方法	⑨再生利用用途	⑩処理委託先又は売却先 の名称等	⑪住所	⑫1次処理	⑬2次処理	⑭3次処理
1	S101	421 t	××興産	宮崎県			
2	W103	90 t	〇〇水産(株)	大分県			30
3	W115	700 t	〇△道路(株)	佐賀市			52
4	U106	80 t	××(株)	鳥栖市	A		
5	W108	100 t	(株)□□興産	佐賀市			51
6			( ) -				
7			( ) -				
8			( ) -				
9			( ) -				
10			( ) -				

委託者の種類ごとに記入してください。

中間処理後の種類が同じで処理委託先又は売却先が同一の場合は、処理・処分ごとにまとめて記入していただく結構です。

記入例:A  
 ・ ㈱〇×建設の佐賀市内の工事現場で脱水処理された後の建設汚泥を年間1000t取り扱った。  
 ・ 1000tの建設汚泥は、佐賀市にある自社の管理型処分場で埋立処分した。

記入例:B  
 ・ Δ〇〇㈱の伊万里工場で発生した廃紙500tを委託し、自社の施設(県内)で中和・脱水した。  
 ・ 処理後の汚泥は、自社の平均残渣率より算出して80t程度で、佐賀市にある自社の管理型処分場で処分した。

記入例:C  
 ・ ㈱△産業(大分県内)から、900tの紙くずと1200tの廃プラスチックを委託し、自社(佐賀県内)で焼却処理した。  
 ・ 焼却灰については、全量を宮崎県の××興産にて埋立処分を委託した。焼却灰量は自社の平均残渣率より算出した。

記入例:D  
 ・ ㈱◇〇工業の鳥栖工場から、年間100tの廃油を委託した。  
 ・ 全量、自社(県内)で油水分離し、90tの油を回収して燃料油として大分県の〇〇水産(株)に販売している。  
 ・ 分離後の汚泥10tは、自社で焼却し、焼却灰は宮崎県の××興産の処分場で埋立処分(委託)した。焼却灰量は自社の平均残渣率より算出した。  
 ※油水分離後の廃水は記入する必要はありません。

記入例:E  
 ・ 自社で請負った有田町内の建設工事で発生した、1000tの建設系混合廃棄物を処理した。  
 ・ 自社(県内)での選別により、コンクリート殻が700t、廃プラスチックが200t、木くずが100tとなった。  
 ・ コンクリート殻は自社で破砕し、下層路盤材として佐賀市の〇△道路(株)に納入(売却)した。【例E1】  
 ・ 廃プラスチックのうち120tは、鳥栖市にある自社の安定型処分場で埋立処分した。【例E2】  
 ・ 残りの廃プラスチック80tは、鳥栖市の××(株)に中間処理(焼却)を委託した。【例E3】  
 ・ 木くずは自社で破砕し、全量を佐賀市の(株)□□興産に売却した。□□興産では再生合板の原料となっている。【例E4】